

## 浜松市青春はままつ応援隊の認定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、若者の活力で浜松市（以下「市」という。）を盛り上げることを目的として、市の魅力を広く情報発信する活動を行う若者の団体を「青春はままつ応援隊」に認定し、若者の活動を積極的に応援するために必要な事項を定める。

### (認定資格)

第2条 青春はままつ応援隊は、市内の地域の歴史や文化、自然環境等にターゲットを当て、企画制作及び情報発信する活動を行うもので、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 高等学校又はそれに類する教育機関に通学する3人以上の高校生によって組織されていること
- (2) 申請時点から過去1年以内に活動実績があること

### (認定特典)

第3条 市は、青春はままつ応援隊に対し、次に掲げる認定特典を付与する。

- (1) 「青春はままつ応援隊」呼称使用权
- (2) 隊員証の交付
- (3) 市公式ホームページへの認定団体の名称及び対象となる活動内容の掲載

### (申請)

第4条 青春はままつ応援隊の認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める様式により申請するものとする。

- (1) 青春はままつ応援隊認定申請書（様式第1号）
- (2) 団体名簿（任意様式）
- (3) 過去1年以内の活動実績がわかる資料（任意様式）

### (認定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を次に掲げる基準により審査するものとする。

- (1) 活動の継続性
- (2) 活動の健全性

2 市長は、前項に規定する審査の結果、適切であると認めるときは、申請者を青春はままつ応援隊として認定し、青春はままつ応援隊認定証（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、同条第1項に規定する審査の結果、適切であると認められないときは、申請者へ文書により通知するものとする。

### (認定期間)

第6条 応援隊の認定期間は、前条の規定による認定日から認定日の属する年度の3月末日までとする。ただし、翌年度以降の同一団体による再申請を妨げないものとする。

### (認定内容の変更)

第7条 認定された団体は、第4条第1項により申請した認定内容に変更がある場合は、速やかに青春はままつ応援隊認定内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

### (認定の取消し)

第8条 認定の取り消しを受けようとする団体は、青春はままつ応援隊認定取消申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請又は第9条の規定により認定を取り消したときは、青春はままつ応援隊認定取消通知書（様式第5号）により速やかに通知するものとする。

（認定の取消しに係る処分基準）

第9条 第5条第2項により認定された団体が、応援隊の活動として次の各号のいずれかに該当する活動を実施したときは、認定を取り消すものとする。

(1) 政治的活動又は宗教的活動に該当すると認められるとき

(2) 法令又は公序良俗に反するとき

(3) その他認定の取消しが適切であると市長が認めたとき

（標準処理期間）

第10条 第4条第1項の申請があった場合は、申請日から30日以内に処理を行う。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。